

郡山市通学路交通安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼（平成25年12月6日付け25ス学健第21号）、国土交通省道路局国道・防災課長及び環境安全課長通知（平成25年12月6日付け国道国防第134号、国道環安第57号）及び警察庁交通局交通規制課長通達（平成25年12月6日付け警察庁丁規発第80号）の趣旨を踏まえ、郡山市における通学路の交通安全の確保に向けた対策を継続的に推進し、児童生徒の交通事故防止に資することを目的とし、郡山市通学路交通安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市通学路交通安全プログラム（本市における通学路の交通安全の確保に向けた取組をPDCAサイクルとして継続的に推進するために定める基本の方針等をいう。以下「プログラム」という。）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 通学路の合同点検及び交通安全の確保に向けた対策（以下「対策」という。）に関すること。
- (3) 対策実施箇所の対策効果及び検証に関すること。
- (4) 検証をもとにした対策の改善に関すること。
- (5) その他通学路の対策に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 推進協議会の委員は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者をもって充てる。

2 推進協議会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は郡山市教育委員会事務局学校教育推進課長を、副委員長は郡山市建設部道路維持課長をもって充てる。

4 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 推進協議会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる関係機関等の担当者により組織し、必要に応じて委員長が招集する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、別表第3に掲げる各団体等の担当者を特別委員として置くことができる。

4 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プログラムの運営に関する事項
- (2) 推進協議会に付議すべき事項
- (3) 推進協議会から委任された事項
- (4) その他推進協議会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(庶務)

第7条 推進協議会及び作業部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所交通対策課長
福島県県中建設事務所管理課長
福島県県中建設事務所道路課長
福島県郡山警察署交通第一課長
福島県郡山北警察署交通課長
郡山市自治会連合会長
郡山地区交通安全協会会長
郡山北地区交通安全協会会長
郡山市小学校長会長
郡山市中学校長会長
郡山市PTA連合会長
郡山市市民部セーフコミュニティ課長
郡山市建設部道路建設課長
郡山市建設部道路維持課長
郡山市教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課長

別表第2（第6条関係）

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所交通対策課
福島県県中建設事務所管理課
福島県県中建設事務所道路課
福島県郡山警察署交通第一課
福島県郡山北警察署交通課
郡山市市民部セーフコミュニティ課
郡山市建設部道路建設課
郡山市建設部道路維持課
郡山市教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課

別表第3（第6条関係）

日本郵政株式会社日本郵政グループ郡山郵便局
路線バス事業者
福島県トラック協会県中支部
郡山地区ハイヤータクシー協同組合
その他必要と認める関係団体等